

## 報告（２） 宮城県PTA連合会規程の一部改正について

### 1 宮城県PTA連合会規程 6 費用弁償規程 第3条 (3) について改正する。

#### (1) 提案理由

近年になって、日当は昼食代的な意味合いをなすもので、半日 1,500 円、1 日 3,000 円と定めていることが現実的でないことから、条文を改正するものである。

#### (2) 変更条文適用日

平成 26 年度 理事会で決議日から適用する

#### (3) 新旧対照表 (案)

(注) アンダーラインの箇所が改正部分

現 行	改定案
第3条 (3) 日当は、 <u>半日 1,500 円、一日 3,000 円とする</u>	第3条 (3) 日当は、 <u>1,500 円とする</u>

### 2 宮城県PTA連合会規程 6 費用弁償規程 第3条 (1) の一部を改正する。

#### (1) 提案理由

県内の高速道路網が整備され、以前とは比較にならないほど利便性が向上したことから、県P連の会議等出席の際に高速道路を利用する役員等も多くなっている。

公私とも多忙の中、自己の時間を費やして取り組んでいる役員の時間的、金銭的負担を少しでも軽減させるため、必要と認められる者を対象に高速料金を支給するよう、条文を改正するものである。

#### (2) 変更条文適用日

平成 27 年 6 月 1 日から適用する

#### (3) 新旧対照表 (案)

(注) アンダーラインの箇所が改正部分

現 行	改定案
第3条 費用弁償の算出は、次のとおりとする。 (1) 受給者の所属する単位PTAの所在地から用務地までの距離を支給対象とし、1km当たり15円とする。	第3条 費用弁償の算出は、次のとおりとする。 (1) 受給者の所属する単位PTAの所在地から用務地までの距離を支給対象とし、1km当たり15円とする。 <u>また、用務地まで片道50km以上の距離がある場合に高速料金を支給する。</u> <u>または高速道路を利用することによって30分以上の時間短縮が見込まれると認められる場合に高速料金を支給することができる。</u>